

## 姫路市身体障害者補助犬健康管理費支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、身体障害者補助犬を使用している身体障害者に対して、身体障害者補助犬健康管理費（以下「健康管理費」という。）を支給することにより、身体障害者補助犬の健康管理等に要する経費の軽減を図り、もって身体障害者補助犬を使用している身体障害者の社会参加に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「身体障害者補助犬」とは、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定される身体障害者補助犬をいう。

### (支給の対象者)

第3条 健康管理費の支給の対象は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者補助犬を現に飼育しているもの

### (支給額等)

第4条 健康管理費の支給額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 所得税非課税世帯に属する者 月額5,000円
- (2) 所得税課税世帯に属する者 月額4,000円

2 健康管理費は、次条の申請をした日の属する月分から支給する。

### (支給の申請)

第5条 健康管理費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、姫路市身体障害者補助犬健康管理費支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に身体障害者補助犬法第15条第1項の規定による指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）から発行された身体障害者補助犬認定証の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

### (支給の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該年度分の支給の可否を決定し、その旨を姫路市身体障害者補助犬健康管理費支給決定・却下通知

書（様式第2号。）により申請者に通知するものとする。

（支給）

第7条 市長は、9月及び3月にそれぞれ当月分までの健康管理費を支給するものとする。

（届出義務）

第8条 健康管理費の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）又はその相続人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 受給者が市外に転出したとき。
- (2) 受給者が死亡したとき。
- (3) 身体障害者補助犬を飼育しなくなったとき。
- (4) 身体障害者補助犬が死亡したとき。
- (5) 指定法人が身体障害者補助犬の認定を取り消したとき。

2 市長は、受給者に前項各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該受給者に係る健康管理費の支給の決定を取り消し、又は変更するとともに、その旨を当該受給者又はその相続人に通知するものとする。この場合において、当該事由が生じた日の属する月の翌月以降の月分の健康管理費は、支給しないものとする。

（施行の細目）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 身体障害者補助犬法第2条第2項に規定する盲導犬に係る健康管理費の支給に関しては、当分の間、第5条中「身体障害者補助犬法第15条第1項の規定による指定を受けた法人」とあるのは「道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第8条第2項に規定する国家公安委員会が指定した法人」と、「身体障害者補助犬認定証」とあるのは「盲導犬使用者証」とする。